

一般社団法人 日本美容外科学会委員会規定

平成 26 年 9 月 2 日制定

一般社団法人日本美容外科学会定款細則第 6 章第 18 条に基づき、委員会規定を次のように定める。

第 1 条 この規定は、当法人の委員会の活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条

各種委員会は、以下の業務を行う。

総務委員会

～常任理事会または執行部に相当する機関とする。総務、人事、会員資格等を統括する。

財務委員会

～学会運営における財務を行う。

会員選考委員会

～会員の審査を行う。

評議員選考委員会

～評議員の選出を行う。

学術教育委員会

～学会特別プログラム、教育セミナーの企画、開催、学術用語の検討等を行う。

専門医制度委員会

～専門医制度（新規、更新）の検討、専門医育成の教育研修プログラムの作成を行う。

専門医認定委員会

～専門医の認定審査を行う。

専門医試験問題作成委員会

～専門医試験問題の作成を行う。

編集委員会

～学会誌の編集、発行を行う。

広報委員会

～ホームページの刷新、管理を行う。

制度検討委員会

～定款、細則等の制定および変更を行う。

企画調査委員会

～当法人の事業の企画及び美容医療に関する実態調査を行う。

将来検討委員会

～今後の方向性、学会のクオリティーについて検討を行う。

倫理・利益相反委員会

～倫理、利益相反について検討を行う。懲戒問題について調査等を行う。

委員長、副委員長は理事から選任される。

国際委員会

～ISAPS, OSAPS 等の国際学会との提携について検討を行う。

医療安全委員会

～医療材料、医療技術の安全性について検討を行う。

再生医療等検討委員会

～認定再生医療等委員会の設置および運営を行う。

美容医療ガイドライン委員会

～ガイドラインの作成を行う

補 則

第3条

この細則は理事会の決議によって変更することができ、社員総会にて報告することによって実施できる。

付 則

この細則は、平成26年 9月 2日より施行する。

平成 27 年 1 月 10 日改訂

平成 29 年 9 月 27 日改訂

令和元年 1 0 月 2 日改訂

令和 4 年 1 月 15 日改訂